

オンライン公開研究会

「平和」について考える

敬愛大学総合地域研究所所長

水口 章

2022年2月24日、ロシアがウクライナに侵攻した。この1945年に制定された国連憲章2条4項の武力行使禁止原則を揺るがす出来事によって、わたしたちは、「平和」について改めて考える必要性に迫られている。「平和」を考えるにあたり、以下に、戦争、武力行使についての論点を少し紹介しておこう。

戦争についての考え方は、戦争を正当な原因にもとづくものと不当な原因にもとづくものに区別し、前者のみが許容されるとする「正戦論」、不戦条約のもとでの「戦争違法論」など、時代によってさまざまである。現在の国連憲章では、戦争ではなく「武力行使」という言葉を用いて、集団安全保障、自衛権の行使以外を認めないとして、武力の使用を強く制限している。

こうしたこともあり、ロシアはウクライナへの侵攻を「特別軍事作戦」と呼び、ドネツク人民共和国およびルガンスク人民共和国との友好相互援助条約にもとづく武力行使であると説明している。ロシアの主張は、集団的自衛権の行使であり正当性があるというものである。この主張の正当性を検証するには、①2つの人民共和国がどのような脅威に対して自衛権の行使を必要としたのか、②その脅威は急迫性があったのか否か、③ロシアに対しどのような要請がなされたのかなどを明らかにする必要がある。また、根本的な問題として、2つの人民共和国の国家としての承認についての判断も求められる。仮に、未承認となれば、集団的自衛権の行使は、国際法的根拠を欠くものになると考えられる。

なお、自衛権の行使についての考え方は、2003年のイラク戦争が大きな転換点になった。それ以降、国際社会では、急迫性の程度があまり高くない脅威であっても、「テロとの戦い」の名のもとで、しばしば主権国家に国際介入（武力行使）を行うようになっていく。テロとの戦いは、非国家との戦い（非対称の戦い）であり、国連憲章39条にもとづく、平和に対する脅威、平和の破壊、国の侵略行為の認定や、41条の非軍事的措置では不十分と認められたのちに42条の軍事的措置をとるというプロセスを経ずに実施されている。

戦争については、上記のような国際法上の正当性の議論とは別に、すでに行われている戦争状態への対応についての議論もある。主なものとしては早期降伏論と徹底抗戦論がある。前者は、降伏によって自国民の生命・身体・財産の損失を最小限に食い止め早期に平和構築をはかるという考え方である。後者は、速やかに降伏すると、非軍事化、領域の割譲、従属的な地位などの条件を受け入れるよう迫られる恐れがあるため、国民の生命・財産の損失があったとしても勝利を得るために戦い続けるという考えである。戦争を早期に終了させることは最善の利益であり、道徳的にも正しい。しかし、そのために領土を失い、その後も軍事的な脅威に怯え、侵略者に対価を与えることで侵略を助長させることは問題で

あるなどの議論もある。

以上のように、戦争は国家という枠組みでの正当性や道徳などについて議論されるが、戦争下の人道危機については、国家の単位を越えて議論する必要がある。本年度は、オンライン公開研究会を2回実施し、第4回研究会では「ウクライナ危機と人道問題」（4月21日）、第5回研究会では「人道危機にある世界の難民・避難民の今」（5月12日）というテーマで、戦争や災害による人道危機の現状と課題について議論した。

4月21日の第4回研究会では、特定非営利法人「難民を助ける会」の中坪央暁氏による、ロシアの侵攻により国外へ逃れたウクライナの人々を受け入れているポーランド、モルドバの現状と「難民を助ける会」の緊急人道援助の状況についての基調報告を受け、日本放送協会解説委員の二村伸氏を討論者に加えて議論を行った。また、5月12日の第5回研究会では、国連難民高等弁務官事務所の駐日事務所副代表の阿阪奈美氏による、ウクライナでの人道支援および長期化している各地の紛争下での人権や支援の在り方についての基調報告を受け、日本放送協会解説委員の鴨志田郷氏を討論者に加えて議論を深めた。

2つの研究会の成果としては、第1に、紛争地の国外退避者の国際的保護について、次のような点についての理解が深まったことである。①国際人道法では、紛争を逃れて国外に出た紛争当事国の文民に対し、当事国以外が法的義務を負うという国際的保護に関する内容は条文に明記されていない、②難民条約の文言は、迫害の主体として国内勢力を想定しており、外国の侵略行為に対しては条約の有用性が限定的である、③EU諸国ではウクライナの国外退避者について短期間の避難民として庇護する措置がとられている。

第2に、国外退避者の国際的保護・支援にあたっては、出身国による差別なく、公平に行うよう努める必要があることも再考する機会となった。そして、何よりの成果は、2人の基調報告者ならびに、難民・避難民の現場で取材を重ねてきた2人の討論者から、人道危機の実情について映像を交えてお話いただくことで、「平和」を維持し続けるための不断の努力の必要性を改めて確認したことである。

これまでの公開研究会

第1回「アフガニстанは今——市民のピースアクション」（2021年12月23日）

発表者：小野山亮氏（平和村ユナイテッド代表）

討論者：秋山 進氏（財団法人国際協力財団理事長）

第2回「ミャンマーの今～医療と福祉のリアル～」（2021年1月27日）

発表者：早坂恭一氏（特定非営利活動法人ジャパンハートミャンマー事業部長）

討論者：秋山 進氏（財団法人国際協力財団理事長）

第3回「アフリカの経済成長の光と影」（2022年2月24日）

発表者：大月隆成氏（敬愛大学国際学部専任講師）

討論者：織井啓介氏（敬愛大学国際学部教授）